

熊本県地場企業立地促進補助金の手続きの流れ

企業

県

1 事業所（工場等）の新・増設の意思決定

2 ①「適用事業所認定申請書」の作成、提出

* 事業所の新設の場合は認定または用地取得のいずれか遅い方から5年以内に、増設の場合は3年以内に操業が開始されるもの。

4 事業所等の建設、従業員の雇用の開始
(認定日以降の投資、雇用のみ補助対象)

5 ②「適用事業所指定申請書」の作成、提出

(適用事業所の操業開始前30日まで)

7 事業所等の完成、従業員の雇用要件達成

8 事業所等の操業開始

9 ③「事業開始報告書」の作成、提出

(操業開始後10日以内)

11 事業所等開始に伴う投資額の支払い

12 ④「補助金交付申請書及び実績報告書」の作成、提出

(操業開始後1年以内)

16 補助金交付決定及び確定通知書の受理

17 ⑤「補助金交付請求書」の提出

3 適用事業所認定申請書の受理
及び認定書の発行
(認定書の発行日以降に工事・設備契約、雇用をすること)

6 適用事業所指定申請書の受理
及び指定書の発行

【「操業開始」の意味】

操業開始時点で投資、雇用、労働生産性向上目標が補助要件を満たしていること。

10 事業開始報告書の受理

13 補助金交付申請書の受理、書類審査

14 補助金申請の実地調査

15 補助金交付決定及び
確定通知書の発行

18 補助金交付請求書の受理

19 補助金の支払い